

「ニセコ町水道メーター自動検針システム導入事業」公募型プロポーザル実施要領

上記の公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 事業概要

- (1) 事業名 ニセコ町水道メーター自動検針システム導入事業
- (2) 業務場所 ニセコ町全域
- (3) 対象業務 別添の「ニセコ町水道メーター自動検針システム導入事業」仕様書（以下、仕様書という。）を参照のこと。

2. 公募型プロポーザル方式採用の具体的な理由

事業者を広く公募することにより、公平性を担保しながら優れた企画・提案事業者を選定することが可能となるため。なお、本公募においては参加表明書と同時に企画提案書の提出を求めることとする。

3. プロポーザルに係る日程

- (1) 質問の締め切り 令和7年4月18日（金）まで
- (2) 質問の回答期限 令和7年4月22日（火）まで
- (3) 申込受付期限 令和7年4月25日（金）まで
- (4) 結果通知予定日 令和7年5月9日ごろ（予定）

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めたものとする。

- (1) ニセコ町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 必要に応じて早急な訪問対応が可能な法人であること。
- (3) 北海道及び北海道内自治体において指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (7) 公租公課を滞納していないこと。
- (8) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (9) 過去5年において、自治体又は北海道内において同等の物品を納入したことがあるものの。

5. 提出書類

- (1) 参加表明書（様式 1-1） : 1 部
- (2) 企画提案書（様式自由） : 1 部
- (3) 見積書（様式自由） : 1 部
- (4) 類似契約実績書（様式自由） : 1 部

6. 提出書類作成にあたっての留意事項

企画提案書の様式は自由とするが、明瞭および簡潔に記述すること。

見積書の様式は自由とするが、積算の根拠が明瞭となるよう内訳を記述すること。

7. 提出方法

電子メールにてニセコ町役場上下水道課宛（jyogesui@town.niseko.lg.jp）に送付のこと。

8. 提出期限 令和 7 年 4 月 2 5 日（金）

9. 契約期間 契約締結日～令和 8 年 3 月末日

10. 受託者の決定方法

(1) 委員会の設置

受託者を選定する委員会を副町長、総務課長、保健福祉課長、都市建設課長、上下水道課長、上下水道課参事により構成する。

(2) 審査方法

上記、委員会において企画提案内容とともに提示された見積価格等を総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。

(3) 評価基準 以下を基準とする。

基準	項目	内容
技術評価	物品およびシステムの構成	物品・システムの仕様を評価
	実施方針および推進体制	仕様書の理解度や導入にかかる推進、実行体制を評価。そのほか事業推進にあたって必要となる基幹システム等の事業者との連携や協力体制、姿勢を評価。
	保守管理	導入後の物品およびシステムにかかる運用保守管理、支援の体制を評価
	実績および信頼性	寒冷等の地域特性も踏まえた地域理解度や導入実績を評価。また事業推進にあたって発注者および地域事業者等との柔軟な連携体制構築が可能かを評価。
価格評価	見積り金額の妥当性・適否	物品・システムに関する見積り額の妥当性・適否を評価。

(4) プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

企画提案書等の提出後、資格要件を確認し、事業者ごとにヒアリング（プレゼンテーション）を実施する（30 分程度）。日時・場所については別途通知する。

(5) 審査結果の通知

ヒアリング終了後、選定委員会で決定した結果を提案者全員に速やかに通知する。

(6) 優先交渉権の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

11. その他の事項

(1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。

(2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。

(3) 参加申込・提出書類は返却しない。

(4) 参加申込・提出書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

12. 所管課

〒048-1501 北海道虻田郡ニセコ町字富士見5 5 番地 ニセコ町役場 上下水道課

電話 0136-44-2121